## 「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則」改廃記録

区分	決議機関・年月日	施行年月日	旧条項	改定新条項	備考
制定		平成25年4月1日			法人移行に伴い制定
改定	第120回定時総会	令和3年4月1日	(種別及び区分)	(種別及び区分)	
	令和2年6月27日		3、終身会員を、次のように規定する。	3、終身会員を、次のように規定する。	
			(1)通算35年以上本会会員であってか	(1)通算35年以上本会会員であってか	
			つ満75歳に達した者で、翌年度初に会	つ満75歳に達した者で、翌年度初に会	
			員である者。	員である者。	
			(2)平成24年度初までに通算30年以上	(2)平成24年度初までに通算30年以上	
			本会会員であってかつ満70歳に」達し	本会会員であってかつ満70歳に」達し	
			た者。	た者。	
			4、会員の区分と呼称は、以下のよう	(3)第1種会員が、終身会員の待遇と	
			にする。	なった場合には、定款施行規則第1条	
			(1)第1種会員を日本歯科医師会、東京	の規定にかかわりなく、当該診療所に	
			都歯科医師会及び本会に所属する会員	所属する他の会員のうち1名を第1種会	
			と本会のみに所属する会員に分け、そ	員とする。	
			れぞれNTS1、S1とする。	4、会員の区分と呼称は、以下のよう	
				にする。	
				(1)第1種会員を日本歯科医師会、東京	
				都歯科医師会及び本会に所属する会員	
				と本会のみに所属する会員に分け、そ	
				れぞれNTS1、S1とする。	

## 「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則」改廃記録

	(	(2)第2種会員のうち、本会と連携する	(2)第2種会員のうち、本会と連携する	
	判	<b>病院の、歯科または歯科口腔外科の代</b>	病院の、歯科または歯科口腔外科の代	
	ā	表者をH2とし、それ以外の第2種会員	表者及び、本会地区の医育機関に勤務	
	7	を日本歯科医師会、東京都歯科医師会	する者をH2とし、それ以外の第2種会	
	7.	及び本会に所属する会員と本会のみに	員を日本歯科医師会、東京都歯科医師	
	Ē	所属する会員に分け、それぞれNTS2、	会及び本会に所属する会員と本会のみ	
	S	S2とする。	に所属する会員に分け、それぞれ	
	(	(3)診療所の開設者、管理者である終身	NTS2、S2とする。	
	2	会員を、終身Iとし、それ以外の終身	(3)診療所の開設者、管理者である終身	
	2	会員を終身∥とする。	会員を、終身Iとし、それ以外の終身	
			会員を終身∥とする。	